

ニ遂行セラレ得ルモノナルヲ以テ嘆歎書ニ款ラ
ハ懐疑書後ニ回答セルコト、セルカ諸君ノ意ニ、
則チ得ヤル莫アルハ遺憾ナリ然レシテカウ當局ノ
非難ナル莫ハ充分語セラレ度イ
其回答案ニ對スル詳細ナル説明ハ勞働課長ヨリ
アル答ナリ

ト述ヘ労働課長ノ説明ニ入ル
筒井勞働課長ハ別記(一)ノ如キ回答書ヲ列席者ニ配
布シタル後嘆歎條項ニ逐條的ニ説明ヲ加入更ニ山
下理事ヨリ

今回ノ標準運輸制ノ施行中早送着如罪ノ件ハ決
シテ従業員ノ人権ニ干渉セルモノニ非ルコトヲ

諒解セラセタシ

ト附言ス次テ労働課長ヨリ

若シ本回答案ニ對シ質問アラハ説明スル旨
旨述ヘ組合代表者ヨリ以テ如キ質問アリ

質問

柳澤ヨリ

(質問) 回答書中第三項ヲ見ルニ中休時間制度ハ近ク
改正スル旨記載アルモ具体案アラハ承ハリタ
シ

澤運輸課長

(答) 現在ノ実施制度ヨリ綿密ナル検討時分ヲ階段
制度ニ改正スル考ヘナリ